証券コード　6881
平成27年6月9日

株 主 各 位

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地1
株 式 会 社 キ ョ ウ デ ン
代表取締役社長　山　口　鐘　畿

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）の営業時間の終了時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日　時　平成27年6月25日（木曜日）午前11時
2. 場　所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1
伊那プリンスホテル　デビューテホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項
報告事項
1. 第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役6名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyoden.co.jp）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書類には記載しておりません。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに、修正後の事項をご掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、中国経済の成長率低下が続くものの、米国経済が企業の業績回復に伴う雇用環境の改善や個人消費の拡大等を背景として堅調に推移し、欧州経済においても景気の持ち直しが見られるなど、全体として緩やかな回復基調が続いております。

一方、わが国経済におきましては、経済対策・金融政策の効果により円安株高基調が続くなか、企業の生産・収益が回復し、設備投資も増加の傾向にあります。また、個人消費においても、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響を受けたものの、雇用環境の改善に伴う雇用者所得の増加により徐々に回復するなど、全体として景気は緩やかに回復しました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、電子事業、工業材料事業の売上は、いずれについても全体的に堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は前期比10.0％増の45,375百万円、営業利益は前期比8.8％増の1,414百万円、経常利益は前期比7.2％増の1,050百万円となりました。一方、当期純利益は当社連結子会社が鉱業権を有していた休廃止鉱山の集積場に係る地震対策の支出に備えるため、発生見込額360百万円を特別損失として計上したほか、税制改正等の影響もあり、前期比48.0％減の227百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（電子事業）

電子事業におきましては、主力のプリント配線基板関連の国内売上が、試作・開発もの、多品種・小ロットもの、短納期要請の高いものを中心に堅調に推移し、実装の販売も順調でありました。また、ASEAN市場を中心に車載関連の需要が堅調であったことで、海外での売上高が伸びました。

この結果、売上高は前期比13.2％増の36,353百万円、セグメント利益は前期比2.6％増の792百万円となりました。

（工業材料事業）

工業材料事業におきましては、混和材が天候不順や工事の伸びの鈍化により前年を下回ったものの、主力製品である硝子長繊維原料と耐火物、それ以外では原料仕入販売の売上が堅調に推移し、一方で生産効率化やコスト削減に努めました。

この結果、売上高は前期比0.5％減の9,007百万円、セグメント利益は前期比12.2％増の687百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,933百万円であり、その主なものは、生産効率化および品質向上を目的とした生産機械設備の増設であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。また、平成26年7月10日に第9回無担保社債700百万円を発行しております。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前3事業年度の財産および損益の状況

摘　要	平成23年度 第30期	平成24年度 第31期	平成25年度 第32期	平成26年度 第33期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	38,679	38,330	41,258	45,375
経常利益（百万円）	1,919	807	980	1,050
当期純利益(百万円)	814	15	438	227
1株当たり当期純利益(円)	16.73	0.32	9.00	4.68
総資産（百万円）	39,324	39,371	42,226	42,649
純資産（百万円）	10,348	10,276	10,805	10,925

⑶ 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主な事業内容
	百万円	%	
昭和ＫＤＥ株式会社	2,820	100.0	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農薬原料の製造・販売
株式会社キョウデン大阪	100	100.0	プリント配線基板の製造・販売
株式会社キョウデン東北	100	100.0	プリント配線基板の製造
	百万タイバーツ		
KYODEN（THAILAND）CO.,LTD.	823	100.0 (100.0)	プリント配線基板の製造・販売

（注）当社の議決権比率の（　）は、間接所有を示す内数であります。

⑷ 対処すべき課題

①電子事業

国内では、従来からの設計から実装組立までの一貫対応に加えて、M&Aにより、新たに意匠・機構部品加工までの機能を兼ね備えたワンストップソリューションの事業体への進化を図ってまいります。また引き続き回路開発や各種解析サービス、部品調達力等の強化によって、国内の少量多品種領域においてのシェア拡大を進めてまいります。さらに重要戦略業種として、堅調な成長市場である「医療分野」「航空宇宙分野」および拡大市場である「車載分野」の3業種への拡販に取り組んでまいります。

海外では、タイ工場を基点としてより広範な地域の需要にも応えるべく、車載分野を中心にグローバルな活動を展開してまいります。

②工業材料事業

既存商品の拡販、コスト競争力の強化、新商品・新技術の開発、シナジーの期待できる企業との提携などにより業容の拡大を図ります。併せて、将来の基幹製品を育成すべく、長年培ってきた無機鉱物に関するノウハウを基盤として、大学との産学共同による研究・製品開発を含めた各種機能性材料や土木建築材料の研究開発に継続して注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

事業内容	主要製品等
電子事業	プリント配線基板
工業材料事業	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農薬原料

⑹ **主要な営業所および工場**（平成27年3月31日現在）

会　社　名	事業所名（所在地）
当社	本社　：　長野県上伊那郡箕輪町 本部　：　横浜市都筑区 営業所：　仙台、東京、中部（名古屋市）、大阪 工場　：　本社、横浜
昭和ＫＤＥ株式会社	本社　：　東京都豊島区 工場　：　安芸津（東広島市）
株式会社キョウデン大阪	本社　：　大阪府泉大津市 工場　：　本社、貝塚
株式会社キョウデン東北	本社　：　福島県いわき市 工場　：　本社、茨城（北茨城市）
KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.	本社　：　タイ王国チョンブリ 工場　：　本社

⑺ **使用人の状況**（平成27年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子事業	2,017名	21名増
工業材料事業	201名	－
その他	－	2名減
全社（共通）	38名	1名減
合計	2,256名	18名増

（注）全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
541（48）名	4名減（7名増）	40.2歳	12.2年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工は含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借入残高
株式会社あおぞら銀行	3,798百万円
株式会社三井住友銀行	2,723百万円
株式会社横浜銀行	1,420百万円
株式会社八十二銀行	1,276百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,086百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年3月31日現在）

①発行可能株式総数　200,000,000株
②発行済株式の総数　52,279,051株
③株主数　5,110名
④大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
株式会社クラフト	15,325千株	31.47%
橋本　浩	14,615千株	30.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,437千株	2.95%
株式会社商工組合中央金庫	907千株	1.86%
星川　輝	650千株	1.33%
キョウデン従業員持株会	369千株	0.75%
日本証券金融株式会社	363千株	0.74%
松井証券株式会社	337千株	0.69%
株式会社三井住友銀行	332千株	0.68%
橋本　修	326千株	0.66%

（注）1.　当社は、自己株式を3,592,570株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.　持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③現に発行している新株予約権
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

氏　　名	会社における地位、担当および重要な兼職の状況
山口　　鐘畿	代表取締役社長 昭和ＫＤＥ㈱　代表取締役会長
中西　　彦次郎	代表取締役専務 昭和ＫＤＥ㈱　取締役
森　　清隆	常務取締役（海外事業本部長） KYODEN(THAILAND)CO.,LTD.　Managing Director
永沼　　弘	取締役（製造本部長） ㈱キョウデン大阪　代表取締役社長
岡本　　満	取締役（営業本部長）
田中　　基博	取締役 昭和ＫＤＥ㈱　代表取締役社長
島田　　清志	常勤監査役
長谷川　洋二	監査役 弁護士法人長谷川洋二法律事務所　代表、弁護士 タカノ㈱　社外監査役
細川　　清史	監査役 伊那バス㈱　監査役

（注）1. 監査役長谷川洋二氏および細川清史氏は、いずれも社外監査役であります。

2. 当社は、監査役長谷川洋二氏および細川清史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

補欠監査役　　佐藤　信祐

②事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
鈴木　　章浩	平成27年1月5日	辞任	取締役

③取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	6名	66百万円
監査役	3名	11百万円
合　　計	9名	78百万円

（注）1. 取締役の支給人員は、平成27年1月5日付で退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記支給額のうち、社外監査役2名の報酬の合計額は4百万円であります。

4. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月28日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	重要な兼職と当社との関係
社外監査役	長谷川　洋二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ㈱　社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	細川　　清史	伊那バス㈱　監査役	重要な取引その他の関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	長谷川　洋二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	細川　　清史	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会12回のすべてに出席し、長年にわたる金融機関における知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

ハ　責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、当社の事業に関する知識を有し、かつ企業特性への理解がある適切な候補者がみつからず、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努め、現在の社外監査役である長谷川洋二氏を社外取締役候補者として選任いたします。

⑷ 会計監査人の状況

①名称　　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、KYODEN（THAILAND）CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動理念)を定め、コンプライアンス委員会を中心とする研修等により、全役職員に周知徹底させる。

当社および当社グループの使用人から通報相談を受け付ける社内・社外(弁護士)の通報相談窓口(ホットライン)を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を防止する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

内部監査室が当社および当社グループの内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関する情報、文書の取扱は、「文書取扱規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

当社および当社グループの情報セキュリティについては、当社の情報システム部門が「情報システム管理規程」に基づきこれにあたる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、「リスクマネジメント規程」に基づき設置されたリスクマネジメント委員会の運用により対応するものとする。

各事業部門は、定期的にリスク調査結果をリスクマネジメント委員会へ報告し、リスクマネジメント委員会は重点管理リスクを、取締役会へ必要に応じ報告する。

当社および当社グループの経営に重大な影響を与えるような事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要な対策を実施し、損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復を図る。

当社および当社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、各社におけるリスク管理担当部署が当社のリスクマネジメント委員会と連携して行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループは、経営機能の強化および取締役会における経営意思決定の迅速化を図るとともに、事業執行機能を強化するため執行役員制度をとる。取締役会は、経営戦略の策定および業務執行の監督機能の充実に努める。

取締役会は、月１回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定する。

取締役会は、「経営計画管理規程」に従い、経営計画の進捗管理を行うとともに、取締役会の議事を充実させるよう経営会議において事前に検討を行い、効率的な業務の執行を図る。

当社は、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定め、その進捗を管理する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

当社グループの管理は、「関係会社管理規程」に従い当社管理本部長が統括し、当社グループと連携・調整を図り、協力してこれを行う。

当社グループには、必要に応じて取締役または監査役として、当社の取締役または使用人を派遣し、業務の適正を確保する。

当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

内部監査室は、当社および当社グループの内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を制定するとともに、財務報告に係わる内部統制の構築、評価および報告に関し適切に運用するものとする。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は監査役の指示に従いその職務を行う。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の独立性を確保するため、監査役付の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。

監査役付の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。

監査役付は、当社および当社グループの業務の執行に係る役職は兼務しない。

⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

代表取締役および業務の執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

当社および当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第各社の監査役に対し報告を行う。

ア．会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのあるもの。

イ．社内外へ環境、安全、衛生または製品において重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの。

ウ．企業行動基準、各種規程への違反で重大なもの。

エ．その他上記ア～ウに準ずるもの。

内部監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく監査役に報告する。

当社グループの内部通報制度担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、直接もしくは各グループの取締役または監査役を通じて、当社監査役に対して報告する。

当社および当社グループの取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に意見・情報の交換を行う。

監査役は当社グループの監査役と定期的に意見・情報の交換を行う。

監査役は会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行う。

⑪当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月１日に施行されたことに伴い、平成27年5月15日開催の取締役会にて一部改定の決議を行いました。上記は改定後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

⑹ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うこととしており、当期の期末配当につきましては、前述の方針に基づき、1株につき3円とさせていただきますことを平成27年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**27,074**	**流動負債**	**19,788**
現金及び預金	8,914	支払手形及び買掛金	5,000
受取手形及び売掛金	11,800	短期借入金	7,137
有価証券	500	一年内償還予定の社債	750
商品及び製品	1,259	一年内返済予定の長期借入金	2,909
仕掛品	1,119	リース債務	827
原材料及び貯蔵品	2,717	未払法人税等	155
繰延税金資産	388	賞与引当金	513
その他	380	その他	2,493
貸倒引当金	△5	**固定負債**	**11,935**
固定資産	**15,575**	社債	1,440
(有形固定資産)	**(14,087)**	長期借入金	5,885
建物及び構築物	2,957	リース債務	2,252
機械装置及び運搬具	1,474	繰延税金負債	66
土地	5,290	役員退職慰労引当金	23
リース資産	3,418	休廃止鉱山特別対策引当金	360
建設仮勘定	303	退職給付に係る負債	1,734
その他	642	その他	173
(無形固定資産)	**(260)**	**負債合計**	**31,723**
(投資その他の資産)	**(1,227)**	純資産の部	
投資有価証券	461	**株主資本**	**11,545**
長期貸付金	180	**資本金**	**4,358**
繰延税金資産	393	**資本剰余金**	**4,159**
その他	575	**利益剰余金**	**3,709**
貸倒引当金	△383	**自己株式**	**△681**
		その他の包括利益累計額	**△641**
		その他有価証券評価差額金	**92**
		繰延ヘッジ損益	**△5**
		為替換算調整勘定	**△715**
		退職給付に係る調整累計額	**△12**
		少数株主持分	**21**
		純資産合計	**10,925**
資産合計	**42,649**	**負債・純資産合計**	**42,649**

連結損益計算書

（自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**45,375**
売上原価		**38,563**
売上総利益		**6,811**
販売費及び一般管理費		**5,397**
営業利益		**1,414**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10	
受取賃貸料	17	
為替差益	212	
その他	80	321
営業外費用		
支払利息	389	
持分法による投資損失	16	
貸倒引当金繰入額	103	
その他	176	685
経常利益		**1,050**
特別利益		
固定資産売却益	12	12
特別損失		
減損損失	60	
投資有価証券評価損	59	
閉山工事費用	27	
休廃止鉱山特別対策引当金繰入額	360	
訴訟関連損失	119	627
税金等調整前当期純利益		**435**
法人税、住民税及び事業税	222	
法人税等調整額	△20	201
少数株主損益調整前当期純利益		**233**
少数株主利益		5
当期純利益		**227**

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,358	4,159	3,668	△681	11,504
会計方針の変更による累積的影響額			△40		△40
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	4,358	4,159	3,628	△681	11,464
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△146		△146
当期純利益			227		227
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	81	－	81
当連結会計年度末残高	4,358	4,159	3,709	△681	11,545

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	70	－	△797	11	△715	16	10,805
会計方針の変更による累積的影響額							△40
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	70	－	△797	11	△715	16	10,765
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△146
当期純利益							227
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	22	△5	81	△24	73	5	79
連結会計年度中の変動額合計	22	△5	81	△24	73	5	160
当連結会計年度末残高	92	△5	△715	△12	△641	21	10,925

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,018**	**流動負債**	**9,711**
現金及び預金	4,872	買掛金	2,052
受取手形	1,401	短期借入金	3,160
売掛金	4,594	一年内償還予定の社債	750
有価証券	500	一年内返済予定の長期借入金	2,352
商品及び製品	75	リース債務	354
仕掛品	217	未払金	350
原材料及び貯蔵品	660	未払費用	254
前払費用	51	未払法人税等	60
繰延税金資産	155	未払消費税等	116
短期貸付金	1,258	賞与引当金	217
未収入金	193	その他	42
その他	39	**固定負債**	**7,742**
貸倒引当金	△2	社債	1,440
固定資産	**15,169**	長期借入金	4,331
(有形固定資産)	**(5,337)**	リース債務	1,012
建物	1,296	退職給付引当金	849
構築物	68	役員退職慰労引当金	15
機械及び装置	186	その他	93
車両運搬具	8	**負債合計**	**17,453**
工具、器具及び備品	44	純資産の部	
土地	2,383	**株主資本**	**11,691**
リース資産	1,322	**資本金**	**4,358**
建設仮勘定	27	**資本剰余金**	**4,159**
(無形固定資産)	**(145)**	資本準備金	3,159
ソフトウェア	115	その他資本剰余金	1,000
リース資産	21	**利益剰余金**	**3,855**
その他	9	利益準備金	125
(投資その他の資産)	**(9,686)**	その他利益剰余金	3,730
投資有価証券	172	繰越利益剰余金	3,730
関係会社株式	8,866	**自己株式**	**△681**
破産更生債権等	57	**評価・換算差額等**	**41**
繰延税金資産	389	**その他有価証券評価差額金**	**47**
その他	403	**繰延ヘッジ損益**	**△5**
貸倒引当金	△202	**純資産合計**	**11,733**
資産合計	**29,187**	**負債・純資産合計**	**29,187**

損　益　計　算　書

（自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**21,149**
売上原価		**18,255**
売上総利益		**2,894**
販売費及び一般管理費		**2,560**
営業利益		**333**
営業外収益		
受取利息及び配当金	151	
為替差益	193	
その他	64	409
営業外費用		
支払利息	166	
社債発行費	28	
保険解約損	32	
その他	34	261
経常利益		**481**
特別利益		
固定資産売却益	12	12
特別損失		
減損損失	21	
投資有価証券評価損	59	81
税引前当期純利益		**412**
法人税、住民税及び事業税	△17	
法人税等調整額	178	161
当期純利益		**250**

株主資本等変動計算書

（自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当事業年度期首残高	4,358	3,159	1,000	4,159	125	3,666	3,791	△681	11,627
会計方針の変更による累積的影響額						△40	△40		△40
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	4,358	3,159	1,000	4,159	125	3,625	3,751	△681	11,587
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△146	△146		△146
当期純利益						250	250		250
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	104	104	△0	104
当事業年度末残高	4,358	3,159	1,000	4,159	125	3,730	3,855	△681	11,691

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	25	－	25	11,653
会計方針の変更による累積的影響額				△40
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	25	－	25	11,612
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△146
当期純利益				250
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	22	△5	16	16
事業年度中の変動額合計	22	△5	16	121
当事業年度末残高	47	△5	41	11,733

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

株式会社　キョウデン
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　吉　泰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　田　昌　則 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キョウデンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キョウデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

株式会社　キョウデン
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　吉　泰	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　田　昌　則	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キョウデンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って

整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月27日

株式会社キョウデン監査役会

常勤監査役　島　田　清　志　㊞

社外監査役　長谷川　洋　二　㊞

社外監査役　細　川　清　史　㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

⑴　取締役および監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第33条（取締役の責任免除）および定款第42条（監査役の責任免除）として新設するものです。

なお、定款第33条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

⑵　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第42条第2項を変更するものです。

⑶　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、表記の会社法の条数に改訂があったため変更するものです。

⑷　上記条文の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第4章　取締役及び取締役会 （新　　設）	第4章　取締役及び取締役会 第33条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

現行定款	変更案
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査役及び監査役会
第33条	第34条
（条文省略）	（現行どおり）
第34条（監査役の選任）	第35条（監査役の選任）
（条文省略）	（現行どおり）
②　当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	②　当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
③　（条文省略）	③　（現行どおり）
第35条～第40条	第36条～第41条
（条文省略）	（現行どおり）
第41条（社外監査役との責任限定契約）	第42条（監査役の責任免除）
（新　　設）	当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	②　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第42条～第48条	第43条～第49条
（条文省略）	（現行どおり）

第2号議案　取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るための新たな社外取締役1名を含めた取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	山口（やまぐち）　鐘幾（かねき） (昭和41年9月25日生)	平成 2年 4月　㈱神戸製鋼所入社 平成12年 4月　当社入社 平成19年 2月　ＫＤＧものづくり統括室長 平成20年 6月　取締役ＫＤＧものづくり統括室長 平成23年 6月　常務取締役製造本部長 平成24年 6月　代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 昭和ＫＤＥ㈱　代表取締役会長	13,900株
2	森（もり）　清隆（きよたか） (昭和31年3月7日生)	昭和54年 4月　㈱愛工機器製作所入社 平成 4年11月　当社入社 平成 9年 4月　事業推進本部長 平成21年 6月　取締役事業推進本部長 平成25年 4月　取締役海外事業本部長 平成26年 6月　常務取締役海外事業本部長（現任） (重要な兼職の状況) KYODEN(THAILAND)CO.,LTD.　Managing Director	300株
3	永沼（ながぬま）　弘（ひろし） (昭和39年1月7日生)	昭和57年 4月　㈱三協精機入社 昭和62年 1月　当社入社 平成13年 4月　製造本部ＰＣＢ製造部長 平成23年 5月　取締役ＴＳＰ製造本部長 平成24年10月　取締役製造本部長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱キョウデン大阪　代表取締役社長	2,000株
4	岡本（おかもと）　満（みつる） (昭和45年1月24日生)	平成 4年 4月　当社入社 平成21年 4月　事業推進本部営業本部副本部長 平成23年 5月　営業統括本部ＴＳＰ営業本部長 平成23年 6月　取締役ＴＳＰ営業本部長 平成25年 4月　取締役営業本部長（現任）	－株

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	田中基博 (昭和33年11月7日生)	昭和56年 4月　昭和鉱業㈱（現昭和ＫＤＥ㈱）入社 平成16年 7月　同社 営業一部部長 平成18年 6月　同社 役員待遇 営業本部副本部長 平成20年 6月　同社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 昭和ＫＤＥ㈱　代表取締役社長	－株
※ 6	長谷川洋二 (昭和27年12月9日生)	昭和54年 3月　司法研修所卒業 昭和56年 4月　西武セゾングループ弁護士 長野県弁護士登録 平成 3年11月　監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人長谷川洋二法律事務所　代表 タカノ株式会社　社外監査役	－株

（注）1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 長谷川洋二氏は社外取締役候補者であります。

4. 長谷川洋二氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識を有し、また当社の社外監査役としての経験から当社を深く理解していただいております。この見識と経験を活かし、コーポレート・ガバナンスの強化を含めた当社の経営全般に対する助言が期待できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって23年7ヶ月であります。

5. 長谷川洋二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、原案どおりに選任された場合、改めて社外取締役である独立役員として届け出る予定であります。

6. 当社は長谷川洋二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しておりますが、原案どおりに選任された場合、「第1号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、同氏との間で改めて当該契約を締結する予定であります。

第3号議案　監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役長谷川洋二氏は辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
清水純一（しみずじゅんいち） (昭和22年9月28日生)	昭和45年 4月　伊那信用金庫（現アルプス中央信用金庫）入庫 平成13年 6月　同金庫　理事本店営業部長 平成15年 7月　同金庫　理事審査部長 平成19年 6月　同金庫　専務理事	－株

（注）1. 清水純一氏は新任監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 清水純一氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

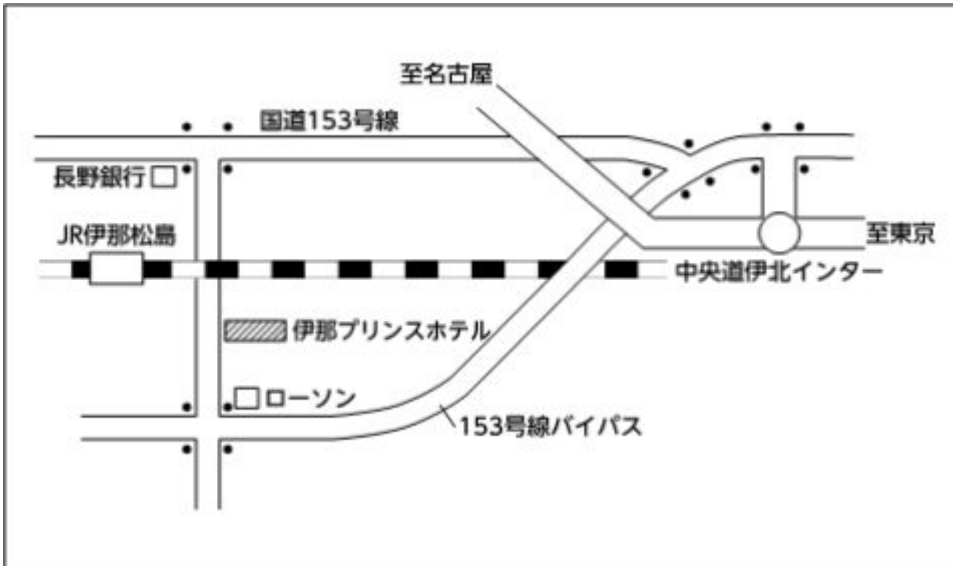
4. 清水純一氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであり、また、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

5. 清水純一氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定でおります。

以 上

株主総会会場ご案内図

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1
伊那プリンスホテル　デビューテホール
ＴＥＬ　0265－79－0022



○ＪＲ飯田線　伊那松島駅下車　徒歩7分
○中央道伊北インターより車10分

ミックス
FSC
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT